

[事案 2021-62] 慰謝料請求

・令和4年1月11日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2021-63] の申立人の家族である。

<事案の概要>

募集人の暴言や不適切な対応により、家族が傷つけられたこと等を理由に、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成9年11月に年金保険を契約したが、募集人に暴言や不適切な対応があったため、以下の理由により、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 募集人から家族に対する暴言があり、家庭が壊された。
- (2) 離婚調停中に配偶者が募集人から加入した保険の保険料は、本来は離婚時の財産分与に充てられるものであった。
- (3) 募集人は、契約内容を他人に話したり、設計書に封をしなかったり、自分の家族の個人情報の取扱いがずさんである。
- (4) 年金受取方法について、口頭での説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人が主張するような対応はしていない。
- (2) 募集人は、申立人配偶者の契約を取り扱ったが、契約は配偶者の自由意志によるものである。
- (3) 申立人の主張する個人情報の取扱いは、申立人本人ではなく、家族の個人情報であり、申立人に損害を与えるものではない。
- (4) 年金受取方法についての書面を申立人に送付している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約後の申立人家族との関わり状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人または保険会社に慰謝料を支払うべき行為があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。